

金融庁業務継続計画

(新型インフルエンザ等対応編)

平成 26 年 7 月 28 日
金 融 庁

目 次

はじめに	1
1 背景と位置付け	1
2 業務継続の基本方針	2
3 本計画の構成	2
第1章 適用範囲、実施体制、被害想定	4
第1節 適用範囲	4
第2節 実施体制	4
第3節 被害想定	5
第2章 実施・継続すべき業務	7
第1節 業務継続の基本方針	7
第2節 発生時継続業務	7
第3節 発生時継続業務以外の業務	8
第3章 業務継続のための執行体制の確保	9
第1節 業務継続マニュアル・人員計画の策定とその運用	9
第2節 権限委任	10
第3節 発生段階に応じた業務の実施方針	11
第4章 業務継続のための執務環境の確保	12
第1節 庁舎管理、物資・サービスの確保	12
第2節 情報システムの維持	12
第5章 感染対策の徹底	13
第1節 庁舎内における感染対策	13
第2節 入館管理	14
第3節 職場で発症者が出た場合の措置	14
第6章 業務継続計画の維持・管理	16
第1節 公表・周知	16
第2節 教育・訓練	16
第3節 計画の見直し	16

はじめに

1. 背景と位置付け

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、平成24年5月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）が、病原性が高い新型インフルエンザと同様に危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として制定された。

また、政府は、平成25年6月に、特措法第6条に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を策定し、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを主たる目的とした対策を示している。また、対策推進のための中央省庁の役割として、「政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく」とこととされている。

これを受け、新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的に、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインが平成26年3月に改定されている。

金融庁では、政府行動計画や新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の社会・経済状況を想定し、金融庁がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として、金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）（以下、「本計画」という。）を改定することとした。

金融庁においては、首都直下型地震のリスクに応じた業務継続計画として、金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）を策定しており、両計画を統合的に運用することとする。

なお、金融庁は、長官以下各局幹部によって構成される「金融庁業務継続推進会議」を設置している。同会議は、金融庁業務継続計画の策定及び見直しの

際を開催し、同計画の審議を行う。

2. 業務継続の基本方針

想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、下記の方針に基づいて、業務継続に向けた取組を進めていく。

- ① 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ② 金融庁の業務継続性の確保のため、金融庁職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

3. 本計画の構成

本計画は以下の通り、全6章で構成する。

第1章 適用範囲、実施体制、被害想定

本計画が適用される範囲や想定する被害、業務継続計画の発動タイミングについて記述

第2章 実施・継続すべき業務

中央省庁業務継続ガイドラインに沿って、業務を強化・拡充業務、一般継続業務及び縮小・中断業務に区分し、金融庁として実施・継続すべき業務の概観及び基本的考え方について記述

第3章 業務継続のための執行体制の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、必要となる要員確保のための人員計画の策定や権限の委任に対する考え方について記述

第4章 業務継続のための執務環境の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、物資・サービスの確保や情報システムの維持に関し、執務環境を確保するための対策について記述

第5章 感染対策の徹底

庁舎内における感染対策や職場で発症者が出た場合の対応について記述

第6章 業務継続計画の維持・管理

本計画の維持・管理に関する方針や、平時における職員に対する教育・訓練について記述

なお、本計画に定める事項のほか、第2章に掲げる実施・継続すべき業務について、各課室所掌業務の仕分け内容や、第3章に掲げる人員計画等を定めた業務継続マニュアルを整備する。また、実施・継続すべき業務に精通した者が

当該業務に従事できない場合に備え、同マニュアルの内容を極力詳細に記述することにより、要員の代替性を高め、ひいては業務執行の実効性の向上を図る。

第1章 適用範囲、実施体制、被害想定

第1節 適用範囲

本計画の適用範囲は、新型インフルエンザ等流行を想定したものとする。

ここで想定する新型インフルエンザ等とは、特措法第2条第1項に規定する新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。））を想定し、計画を策定するものである。

第2節 実施体制

（1）金融庁新型インフルエンザ等対策本部

金融庁においては、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、特措法第15条第1項に基づき政府に新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された場合は、速やかに金融担当大臣を本部長とする金融庁新型インフルエンザ等対策本部（以下、「金融庁対策本部」という。）を設置することとする。

また、金融庁対策本部が設置された場合は、必要に応じ、金融庁対策本部を補佐するため、総務企画局総括審議官を幹事長とする金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会を併せて設置することとする。

なお、金融庁対策本部の事務局は、総務企画局政策課に置くものとする。

（2）新型インフルエンザ等発生時の体制

金融庁は、新型インフルエンザ等発生時には、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、金融庁対策本部を開催し、本計画を発動する。

金融庁対策本部においては、新型インフルエンザ等に関する情報の収集を一元的に行い、本計画の発動のほか、事態の状況に応じてあらかじめ定めておいた一部業務の縮小・中断、業務の縮小・中断等を踏まえた人員体制への移行の決定等を行う。

（3）通常体制への復帰

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、基本的には、通常体制への移行を検討することになるが、金融庁対策本部においては、庁内における感染状況等を踏まえ、早期に通常体制に復帰するなど、柔軟な対応を検討する。

小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性があることから、この間に

第一波での取組・対応等の評価を行い、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備え、対応を検討する。

表 政府行動計画上の発生段階の区分

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。） ・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第3節 被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でその流行規模

等を予測することは難しい。

政府対策行動計画においては、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考に、全人口の25%がり患、医療機関を受診する患者数が1,300～2,500万人、死亡者数が17～64万人と推計されている。

また、社会への影響として、国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患し、ピーク時（約2週間）には、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

これらの推計、想定に基づき、本計画を策定することとするが、本計画の実施に当たっては、実際に発生した新型インフルエンザ等の被害状況や流行状況等に応じて柔軟に対応することとする。

表 被害想定

【被害想定】

- 全人口の25%がり患
- 医療機関の受診者：1,300～2,500万人
- 死亡者：17～64万人（致死率：0.5%～2%）
- 一つの流行の波が約8週間続く
- 職員自身のり患や家族の世話、看護等のため、職員の最大40%程度が欠勤

第2章 実施・継続すべき業務

第1節 業務継続の基本方針

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務としている。

金融庁としては、新型インフルエンザ等発生時においても、この任務を遂行するため、真に必要な業務を継続することとし、不急の業務を縮小・中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることとする。

具体的には、政府行動計画等で取り組むこととされている業務（以下、「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務（以下、「一般継続業務」という。）を継続する。

強化・拡充業務及び一般継続業務（以下、「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。

また、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

他方、発生時継続業務以外の業務については、一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより人員確保に努めることとする。

発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断することとする。

金融庁においては、以上の基本的な考え方を踏まえ、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け、発生時継続業務等を遂行するために必要な人員、物資等の確保等について検討を行う。

第2節 発生時継続業務

金融庁においては、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインに基づき、発生時継続業務を強化・拡充業務と一般継続業務に区分し、それぞれの主な業務を以下のとおりとする。

（1）強化・拡充業務

政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するもの。

金融庁における主な強化・拡充業務は別表のとおりである。

(2) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。発生時継続業務を実施するための環境を維持するための業務も含まれる。

なお、一般継続業務であっても、新型インフルエンザ等の流行による社会・経済の停滞の中で、行政サービスに対する需要の低下等により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがありうる。

金融庁における主な一般継続業務は別表のとおりである。

第3節 発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、状況を見ながら必要に応じて、発生時から段階的に業務を縮小し、国内感染期には可能な限り中断することとする。

感染拡大につながる恐れのある業務（特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務）については、電子メールを活用するなど代替手段を講じることを検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。

金融庁における主な縮小・中断業務は別表のとおりである。

第3章 業務継続のための執行体制の確保

第1節 業務継続マニュアル・人員計画の策定とその運用

(1) 業務継続マニュアル・人員計画の策定

① 各課室

業務の仕分けを踏まえ、課室・係単位で必要となる人員を確保するための人員計画等を内容とする業務継続マニュアルを整備する。

人員計画の策定に当たっては、新型インフルエンザ等発生後の被害最大時（職員欠勤率40%を想定）において、発生時継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するために必要な最低限の人員を整理することとし、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。

さらに、感染リスクを低減し、課室の職員全員が同時に罹患し、又は濃厚接触者として出勤できない事態を回避するため、時差出勤の活用やスプリットチーム（班交代制）の編成等に努めるものとする。

なお、人員計画を円滑に実施するため、職員及びその家族の感染状況、職員の出勤状況等を速やかに把握し、報告するための具体的手順や発生時継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するための具体的な実施手順について、業務継続マニュアルに定めるものとする。

② 各局総務課

各課室の事前検討を踏まえ、新型インフルエンザ等発生後の被害最大時における局内の業務遂行に必要な最低限の人数を把握し、総務企画局総務課に報告するものとする。

③ 総務企画局総務課

各局総務課の報告を踏まえ、部署間応援の必要性を事前に検討した上で、部署間応援を実施する上での事務フローを予め定めるものとする。

なお、公共交通機関の輸送力の大幅低下を想定した通勤方法の見直し及び在宅勤務等による勤務形態の検討を行う。

また、職員の症状別の対応と人事制度上の取り扱いについて、庁内ポータルサイトを通して全職員に周知するものとする。

(2) 業務継続マニュアル・人員計画の運用

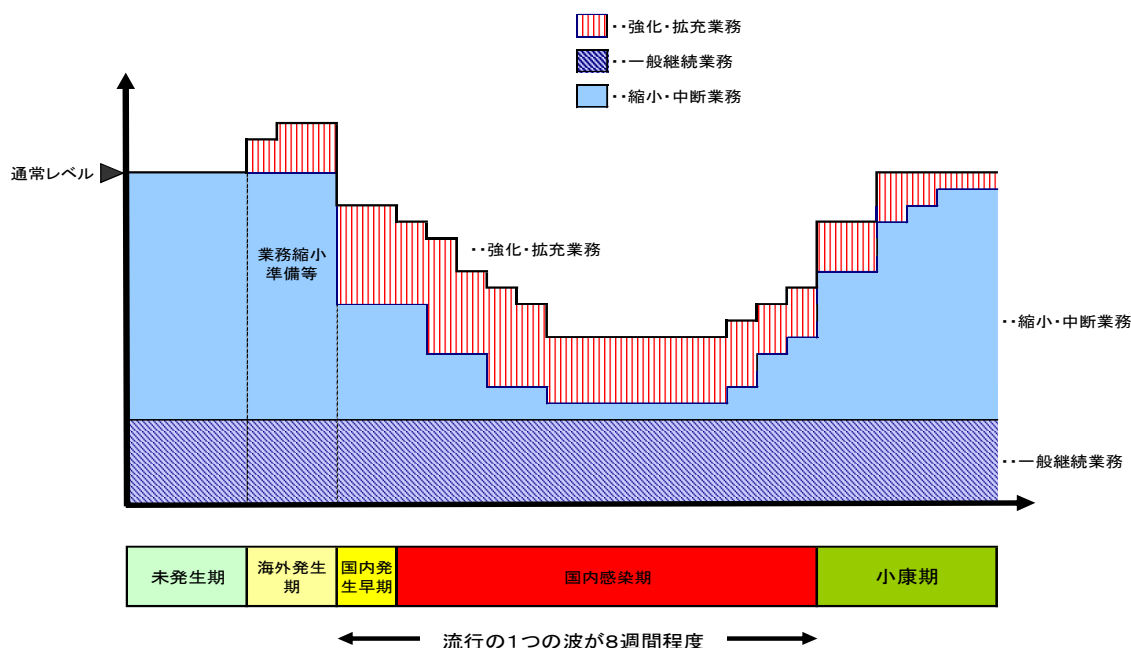
各課室の長は、人員計画に基づき、職員の出勤状況等を踏まえた当面の職員勤務シフト（概ね1週間単位）を決定し、人員計画を実施するものとする。

その際、必要に応じ、所属局総務課あるいは総務企画局総務課の協力を

得て、局内あるいは庁内での職員勤務の相互調整を行うものとする。

なお、人員計画の実施に当たっては、本計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

図 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ



第2節 権限委任

新型インフルエンザ等発生時には、業務上の意思決定者である権限者がり患する場合も想定されることから、金融庁における意思決定が滞ることがないようにする必要がある。

こうした事態に備え、権限者による意思決定が不可能な場合には、その権限は、業務を所掌する者のうち、予め別途各業務継続マニュアルで定められる順序に従い、委任されるものとする。

なお、業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者もしくはその家族がり患し、職場における職務執行が難しくなった場合であっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

さらに、権限委任が課室長未満のレベルまで行われるようなケースにおいては、所属局総務課、金融庁対策本部と密接な連携を取り、意思決定を行うこととする。

また、文書決裁に関しては、権限者のり患の状況に関わらず、金融庁文書

決裁規則の特例として、事後決裁が認められている。

第３節 発生段階に応じた業務の実施方針

金融庁対策本部が本計画を発動した場合、各課室においては、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、業務継続マニュアルに基づき、人員体制の変更、発生時継続業務の実施・継続、縮小・中断業務の縮小・中断を実施する。

なお、初期段階（海外発生期、国内発生早期）においては、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いので、縮小・中断業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。

第4章 業務継続のための執務環境の確保

第1節 庁舎管理、物資・サービスの確保

本庁舎において業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の保守・点検、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資、サービスが存在する。

執務環境の確保に向けて、これらの物資、サービスを提供する業者に事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行うものとする。

また、新型インフルエンザ等の流行の波は約8週間続くと想定していることから、この点を考慮して消耗品等の備蓄に努めるものとする。

このため、総務企画局総務課管理室は、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインを参考に、自らの業務継続マニュアルにおいて「業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト」、「備蓄品リスト」を整備するものとする。

第2節 情報システムの維持

対外向けに情報等を発信する金融庁ウェブサイトの運営や、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の運用等、金融庁には業務を継続する上で重要な基盤となる情報システムが存在し、それら情報システムは、新型インフルエンザ等発生時においても適切に運用管理する必要がある。

情報システムを適切に運用管理するためには、運用支援事業者のサポートが不可欠であるが、新型インフルエンザ等発生時は、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等が予想される。このため、システムを所管する各課室は、運用支援事業者の勤務状況を踏まえた対応を事前に検討しておく必要があり、その対応策については、各課室の業務継続マニュアルに記載するものとする。

第5章 感染対策の徹底

新型インフルエンザ等は、現段階では発生していないため、その感染経路を特定することはできないが、通常の季節性インフルエンザと同様、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測される。そこで、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識を職員及びその家族に周知・徹底するとともに、職場において、飛沫感染と接触感染を想定した感染対策を確実に実施する。

第1節 庁舎内における感染対策

(1) 咳エチケット

咳やくしゃみなどの症状がある感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。このため、咳やくしゃみなどの症状がある職員に対し、マスクの着用を促す。また、何らかの理由により自らのマスクを所持していない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。

(2) 手洗い、手指消毒

外出からの帰庁後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながることから、手洗いを励行する。

また、手指消毒のため、庁舎入口に速乾性（擦式消毒用）アルコール製剤を設置するほか、トイレにも速乾性（擦式消毒用）アルコール製剤を設置する。

(3) 対人距離の保持

感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができ、感染者の2m以内に近づかないことが基本となる。

執務室においては、対人距離が原則2m以上保持されるよう、職員の使用する机の位置を工夫したり、会議室を使用するなどして、職員間の対人距離を確保することに努めるものとする。

(4) 職場の清掃・消毒

庁舎清掃業者に、通常の清掃に加えて、最低1日1回、消毒液を用いて、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃するよう要請する。

また、職員自らも身の回りでよく触れる場所（机、椅子、テーブル等）の水拭き清掃を励行するものとする。

第2節 入館管理

(1) 職員の出勤管理

職員に出勤前の体温測定を促し、発熱症状のある場合には、海外発生期、国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに、国内感染期においては病院・診療所に相談した上、その結果を連絡させることとし、当該職員に対しては、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請する。

(2) 来訪者への対応

東京都及び隣県で感染者が出た場合は、来訪者の庁舎内への入庁制限を開始し、入庁制限をしている旨を庁舎の入口及び金融庁ウェブサイトに掲示する。また、来訪者の発熱等の有無を問診による自己申告や、体温計による検温を要請することで確認し、発熱等の症状を有する者の入庁を認めない。さらに、入庁者には、速乾性アルコール製剤による手指消毒を要請し、必要に応じ、マスク着用を促す。

また、面会スペースを執務室以外に設置する等により、入庁者の執務室内への入室を原則禁止とする。

第3節 職場で発症者が出た場合の措置

庁舎内で、新型インフルエンザ等様症状のある職員が出た場合の対応方法は以下のとおり。

(1) 発症の疑いのある職員への対応

発症の疑いのある職員又は第一発見者は、各課室の安否確認責任者へ報告する。

報告を受けた安否確認責任者は、総務企画局総務課管理室厚生係に連絡し、厚生係の指示の下、防護用マスク、手袋等を着用し、感染防止用マスク、体温計、消毒液等を携行し、発症の疑いのある職員の所へ急行する。

検温の結果等により対応する必要がある場合、安否確認責任者は、海外発生期、国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに、国内感染期においては病院・診療所に連絡し、対応を確認する。

上記の機関の指示内容に従い、発症の疑いのある職員の所属局から派遣された同行者が、当該職員を指示された医療機関へ連れて行く。

受診後、新型インフルエンザ等と診断された場合、もしくは、感染の拡大等により確定診断がなされない状況においては、インフルエンザと診断された場合には、その結果を職場に連絡の上、速やかに病気休暇を取得する。

(2) 濃厚接触者への対応

発症の疑いのある職員が執務する事務室への出入りを停止し、当該事務室の職員を濃厚接触者とそれ以外の職員に分けた上で、発症の疑いのある職員の自席から2 m以内に近づかないよう要請する。

濃厚接触者については、感染予防用マスクの着用と手指消毒を実施し、発症の疑いのある職員の感染確定までマスクの着用を強く要請する。

各課室の安否確認責任者は、海外発生期、国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに当該職員と濃厚接触者との接触状況等を説明し、帰国者・接触者相談センターの指示を踏まえて対応する。

なお、発症の疑いのある職員の感染確定後、濃厚接触者に対しては、感染症法に基づく外出自粛等が保健所から要請された場合には、特別休暇の取得を認め、外出自粛を徹底するよう要請する。

また、濃厚接触者として保健所から感染症法に基づく外出自粛等の要請がなされない場合、もしくは、確定診断がなされない状況においては、インフルエンザと診断された職員と概ね半径2 m以内の職場内の自席において対面で会話等の接触があった職員など、周囲にインフルエンザに罹患した者がいて、課室長等が濃厚接触の疑いがあると認定した場合には、他の職員等への感染拡大防止等の観点から、自宅待機を命ずることができる。

(3) 事務室等の消毒

各課室の安否確認責任者は、発症の疑いのある職員の咳やくしゃみによる飛沫が付着した、あるいは当該職員や濃厚接触者が触れたと考えられる事務機器等について、庁舎用消毒液により消毒を実施する。

総務企画局総務課管理室庁務係は、必要に応じ、消毒専門業者等に事務室の消毒を依頼し、全職員に対し、消毒が終了するまで当該事務室へ原則出入りしないことを要請する。

第6章 業務継続計画の維持・管理

第1節 公表・周知

本計画は、金融庁における新型インフルエンザ等発生時の対応を定めたものであり、外部の関係者に関わる部分を含むものである。前述のとおり、新型インフルエンザ等発生時には、一部の業務を縮小又は中断せざるを得ず、国民及び事業者等への影響が生じることが想定されることから、本計画を公表するとともに、広く周知を図り、理解を求めるものとする。

第2節 教育・訓練

本計画の実効性を高めていくためには、職員が発生時の対応への理解を深めることが重要である。そうした観点から、各課室においては、発生時の対応について定期的に周知し、理解させることが必要である。

第3節 計画の見直し

各課室において作成される業務継続マニュアルについては、人事異動や所掌業務・連絡先の変更、物資やサービスの調達先等の情報更新に応じて、各課室は定期的に見直しを実施するものとする。各課室は、業務継続マニュアルを作成した際、あるいは見直しの都度、当該業務継続マニュアルを総務企画局政策課に提出するものとする。

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合等には、適宜、本計画の修正を行う。

また、金融庁の業務を一部委任している財務局等とは、業務継続に係る事務フローや連絡体制等について有機的な連携を図る。

(以 上)

【別表】

	主 な 業 務 内 容
強化・拡充業務	感染対策業務(消毒、入庁者管理、衛生管理等)
	職員管理業務(服務、安否状況確認、人員確保)
	連絡調整業務(金融庁対策本部業務、政府対策本部及び関係省庁との連携)
	金融機関等の被害及び業務継続状況等の確認、金融市場等における状況の確認に係る業務
	新型インフルエンザ等発生に伴う金融機関に対する金融上の措置の要請及び所管業者の被害状況等の把握に関する調整業務
	海外当局、国際機関等への対応及び情報の伝達業務
	広報関係業務(新型インフルエンザ等に対する当庁の対応等に関する情報の一般国民への発信)
一般継続業務	国会関連業務
	連絡調整業務(幹部日程、庁内調整、対外調整・窓口)
	予算関連業務等(予算・決算、税制、組織・定員)
	経理業務(会計検査対応、給与関係、共済、宿舎、物品購入・契約・各種支払等)
	庁舎管理業務(安全・保守管理、公用車管理等)
	急を要する金融制度、法令案等の企画立案業務
	EDINETの運用管理業務
	金融機関の財務の健全性・業務の適切性に関する監督業務(必要最低限のものに限る。)
	届出・許認可等申請への対応業務
	非常時対応業務(風評被害対応、破綻処理、大規模システム障害対応等)
	金融機関への資本注入にかかる業務
	情報公開請求対応、法令適用事前確認手続対応
	情報等受付及びその対応業務
	公認会計士試験実施業務(※試験の延期は有りえる)
縮小業務	緊急性のない立入検査、調査
	調査・研究、統計に関する業務
	採用業務
	白書等作成業務
中断業務	不急の会議(審議会、検討会、意見交換会等)の開催
	不急の各種ヒアリング、面談
	研修・講演等の開催
	福利厚生
	不急の出張(国内・国外)